



かんたんローンプラス

(平成27年4月1日現在適用中)

1. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 自動車購入資金、教育資金、リフォーム資金など資金使途が明確なもの ただし、事業性資金・他借入の借換資金は除きます。
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 申込時年齢満20歳以上65歳以下で完済時70歳以下の方 保証会社の保証が受けられる方 十六銀行の住宅ローンをご利用されている方 <p>対象となる住宅ローンとは、当行の住宅ローンならびに当行が代理店の（独）住宅金融支援機構融資（フラット35、旧住宅金融公庫等）となります。</p>
3. ご融資額	<p>10万円以上500万円以内（1万円単位） ただし、リフォーム資金の場合は最大1,000万円以内となります。</p>
4. ご融資期間	<p>6ヵ月以上10年以内（6ヵ月単位） ただし、リフォーム資金の場合は最長15年以内となります。</p>
5. ご返済方法	<p>ご希望の方法をお選びください。</p> <p>(1) 元利均等毎月返済方式 元金とお利息を合わせた一定金額をご返済いただきます。</p> <p>(2) ボーナス返済併用方式 毎月返済額のほか、半年ごとにボーナス返済額を加算してご返済いただきます。ボーナスによる返済額の合計は、ご融資額の50%以内とします。</p>
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 変動金利 当行の短期プライムレートに連動する長期変動基準金利を基準として毎月1日に見直します。利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息の割合を調整し、5年間は返済額を変更しません。 返済額の見直しは5年毎に行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。 当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 ご融資利率は、お申込時ではなく、実際にお借入れいただく日のご融資利率となります。

7. 金利の差し引き	<p>(1) 岐阜県・愛知県・名古屋市・三重県・滋賀県の「子育て家庭優待事業カード(電子媒体を含む)」をご呈示いただいた場合、ご融資利率を店頭表示金利から年0.5%差し引かせていただきます。</p> <p>(2) 資金用途に太陽光発電システムの購入設置を含む場合、ご融資利率を店頭表示金利から年0.5%差し引かせていただきます。</p> <p>(3) 岐阜県エルピーガス協会発行の「高効率ガス機器導入による金利優遇確認書」をご提出いただいた場合、ご融資利率を店頭表示金利から年0.5%差し引かせていただきます。 <岐阜県内店舗のみ></p> <p>(4) ご勤務先が「岐阜県子育て支援企業」で、かつ「岐阜県子育て支援企業登録証(写)」をご呈示いただいた場合、ご融資利率を店頭表示金利から年1.5%差し引かせていただきます。</p> <p>(5) 岐阜県の「ありがとね!消防団水防団応援事業所制度」による「岐阜県消防団員・水防団員カード」をご呈示いただいた場合、ご融資利率を店頭表示金利から年0.5%差し引かせていただきます。</p> <p>上記、各金利の差し引きの併用可否は以下のとおりとさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)と(2)または(1)と(3)との併用は可能です。 ・ (2)と(5)または(3)と(5)との併用は可能です。 ・ (4)はいずれとも併用はできません。 ・ (1)と(5)との併用はできません。 ・ (2)と(3)との併用はできません。
8. 団体信用生命保険	加入しません。
9. 担保	不要です。
10. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証会社の保証が付きますので、原則として保証人は不要です。 ・ 資金用途がリフォーム資金の場合、対象不動産物件(土地・建物)の所有者(共有者)の方には、保証会社の連帯保証人になっていただきます。 ・ 保証会社は株式会社オリエントコーポレーションです。
11. 保証料	保証料は金利に含みます。
12. 返済条件変更に係る手数料	<p>ご返済中の返済条件変更手数料</p> <p>5,400円(税込)</p>
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金は原則、支払い先口座へお振込みいただきます。 ・ 店頭でお申込みいただければ、ご返済の試算をいたします。 ・ 金利については窓口までお問い合わせください。 ・ お申込みに際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>